

2018 年 6 月 18 日

株主の皆さまへ

大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉

「第 1 期定時株主総会招集のご通知」の一部追加記載について

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、2018 年 6 月 28 日開催予定の当社第 1 期定時株主総会における第 2 号議案「監査等委員である取締役 4 名選任の件」の候補者である大橋 忠晴氏ならびに尾賀 康裕氏につきまして、Institutional Shareholder Services Inc.（以下、「ISS」といいます）より、独立性に問題があるとの理由により反対推奨がなされました。また、親会社を持つ会社では、ISS の独立性基準を満たす社外取締役が最低 2 名いない場合、経営トップである取締役に反対推奨となるため、代表取締役兼社長執行役員である菅哲哉に反対推奨がなされました。

大橋 忠晴氏ならびに尾賀 康裕氏に対する独立性に問題があるとの指摘は、株主総会招集通知等における情報開示の不足が原因であるため、2018 年 6 月 5 日付当社「第 1 期定時株主総会招集のご通知」に下記のとおり一部追加記載させていただきますので、お知らせいたします。

敬具

記

追加記載事項

1. ① 追加記載箇所

「第 1 期定時株主総会招集のご通知」15 頁

株主総会参考書類

第 2 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件

候補者番号 2 大橋 忠晴

特別の利害関係

② 追加記載内容

大橋 忠晴氏は川崎重工業株式会社の相談役を務めております。川崎重工業株式会社と当社グループ会社である株式会社みなと銀行及び株式会社りそな銀行の間には融資取

引がありますが、取引の状況は以下のとおりであり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断いたします。

- a. 同社と両行との融資取引の条件は、一般の取引先としての通常の内容であること
- b. 同社における株式会社みなと銀行の融資シェアは1%程度、また、株式会社りそな銀行の融資シェアも1%程度と僅少であること
- c. 当社の「社外取締役の独立性判断基準」で定義する重要な取引「通常の商取引は、当社の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上」及び「当社またその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載されかつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合」のいずれにも該当しないこと

2. ① 追加記載箇所

「第1期定時株主総会招集のご通知」17頁

株主総会参考書類

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

候補者番号4 尾賀 康裕

特別の利害関係

② 追加記載内容

尾賀 康裕氏は株式会社尾賀亀の代表取締役を務めております。株式会社尾賀亀と当社グループ会社である株式会社関西アーバン銀行の間には融資取引がありますが、取引の状況は以下のとおりであり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断いたします。

- a. 同社との融資取引の条件は、一般の取引先としての通常の内容であること
- b. 同社における株式会社関西アーバン銀行の融資シェアは6%程度と僅少であること
- c. 当社の「社外取締役の独立性判断基準」で定義する重要な取引「通常の商取引は、当社の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上」及び「当社またその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載されかつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合」のいずれにも該当しないこと

以上